

連載

欧州から (11) 教育改革その後

石井 紘美

Hiromi Ishii

International Kunstakademie Heimbach Eifel

概要

この連載記事は主に欧州における現在の電子音響音楽に関する様々な活動や問題を電子音響音楽と一般社会、電子音響音楽と教育、電子音響音楽と現代音楽界などの観点からレポートしていく。この記事ではボローニャ改革によるドイツの教育制度全般、音楽大学／大学などの高等教育制度の変化と実態を考察する。

This article-series reports today's issues and activities associated to electroacoustic music in Europe from the viewpoints of "electroacoustic music and general society", "electroacoustic music and education" and "electroacoustic music and contemporary music society".

1. ボローニャ宣言と旧教育制度

「欧州各国の様々で互換性の無い学位や制度を、単位制に基づく共通した制度に改革する」という宣言が1999年ボローニャ大学で欧州29カ国の文部（教育）大臣達によってなされた。ボローニャ宣言である。これに基づきドイツでも2010年までに新制度の導入が実践された。ドイツの従来の制度を簡単に説明すると、まずグランドシューレ (Grundschule、基礎学校) は4年制で6-10歳までで、この卒業段階で子供の将来の希望に合わせて教師、親、本人が話し合っって進学路を選択する。小学校卒業後の学校としては公立ではハウプトシューレ (Hauptschule、基幹学校)、リアルシューレ (Realschule、中等実科学校)、ギムナジウム (Gymnasium、中高一貫校) のほか小学校から一貫したゲザムトシューレ (Gesamtschule、総合学校) やシュタイナー学校がある。子供の希望に合わせてとはいうものの、実際にはギムナジウムを希望しても学力が足りず入学出来ないこともある。大学出の親が子供がギムナジウムに行かれる成績でないと知って慌てて叱咤激励して勉強させる、ということも起こる。註1) ハウプトシューレ (基幹学校) は5年制で職人や販売員を目指すための学校であり卒業後は3年間の職業学校 (義務教育) に通い、その後実習生／見習いとして就職する。このためホテル、デパート始

め様々な業種で見習いを指導しているのを見ることがある。ちなみに見習いを雇い訓練することができる職人や業者はマイスターの資格を持った者 (パン屋、花屋、配管工などいろいろある) に限られる。リアルシューレ (実科学校) は6年制で卒業後は専門大学などに進学でき、将来事務職や事務専門職を目指すものが多い。ギムナジウムは9年制で大学を目指す子供達が進学する。註2) 学生達はギムナジウムの終了時にアビトゥーア試験を受験する。アビトゥーアは大学入学資格を得るための国家試験であり、合格すれば一生有効な資格なので、その年すぐに大学に進学しなくてもよいが、一生のうち2度しか受験することが出来ない。2度とも落ちてしまうと大学進学は一生不可能となる。ドイツの大学は全て国立 (州立) であり、従来は授業料は無料か無いに等しいような金額だった (筆者は一年目無料、2年目約8000円弱だった)。改革に伴い州によっては最高500ユーロ／学期の授業料を設けているところもあるが、これが上限である。貧しい家庭の若者達がお金がない故に大学に行かれないという不平等が絶対にあってはならない、と考えるのがドイツ社会だ。教育とは本来より良い社会を築くためにあるのだから、授業料を取るなんて恥ずかしいことだ、と考えるドイツ人は少なくない。そしてこのただに近いような金額は留学生にも適用される。外国人だからといって差別があってはならない、と考えるのである。イギリスの大学が授業料をイギリス人、元植民地諸国、全く関係のない第三国の学生に分けて、第三国学生からはイギリス人の約3倍の金額を取っているのとは大違いだ。しかしながら、イギリスでは年齢制限などがなく、お金と学力さえあれば道は開かれている。一方ドイツではどの大学もこのアビトゥーア取得が入学の前提条件となっていて、日本のように学力に応じた様々な大学が個々に入試を行なうわけではない。日本人が大学進学時によりやく将来の職業などを考えて学部を決め、滑り止めに幾つもの大学を受験し、一浪二浪なども可能なのに比べると、かなり厳しいものだ。何の為の教育か、将来社会の中で何をしていくのか、どう生きていくのかといった目的意識をはっきり持った教育制度はいかにも無駄を嫌うドイツ人的な発想に基づいている。

しかし、子供本人の意志より家族環境の影響が強ような早期段階で振り分けるのは教育の機会均等といえないという批判、この教育制度は世襲的な階級社会の思想背景に基づいているという批判も存在していた。註3)

註1) ギムナジウム進学者は近年急増している。なんといっても大学卒業の方が高収入なので子供を何とか大学に進ませたい親は多い。また近年では電気技師、配管工(暖房)など様々な職種でデジタル技術の基礎知識を幅広く学ぶ必要性があり、単なる技術修得では将来やっていけないという背景がある。

註2) ギムナジウムは9年制から8年制に移行しつつある。

註3) 余談だが、筆者のロンドン時代、友人宅のセントラルヒーティングが故障したことがあった。業者に修理を依頼したところ、先週職替えしたばかりという技術者が来て、マニュアル片手に4時間悪戦苦闘した挙げ句「機器が古すぎるから直せない。買い替えた方が良い」と言って帰っていった。それでも後日実働4時間の請求書が届いたのである。ドイツではこのような社員は『無免許』であるので、修理工として働くことが出来ない。派遣された修理工(マイスターではない職人は多くいる)の手に余る場合すぐ彼のマイスターから指示を受ける。マイスターという存在はパン屋であれ花屋であれペンキ屋であれ国家資格を持ったその道のプロであり、顧客の信用は絶大である。このように、この制度が社会生活の様々な質を保持させているのはいうまでもないが、新制度によって影響を受ける可能性がある。

2. ドイツの大学制度はどう変わったのか

さて、もっと我々の関心に焦点を絞り、大学制度について述べよう。ドイツの大学制度はもともと大学とホッホシューレ(Hochschule=専門大学と訳しておく)の制度に分けられ、互換性が無かった。大学は理論系の勉強や研究などをする所であり、音楽や芸術を大学で学ぶ場合は音楽史、音楽学、美学といった分野のみ可能である。音楽演奏や作曲は実技科目にあたり、大学ではなく専門大学で学ぶ。音楽専門大学は実際には日本の音楽大学よりもずっと専門家養成機関の性格が強く、実技中心、能力主義である。音楽を学びたい者が行くというより音楽家になる為に行く。ドイツでは学士課程にあたるコースは従来4~5年(学科による)であり、終了試験に合格すれば、専門大学など単科専攻ならディプロム(Diplom)、大学などで複科専攻すればマギスター(Magister)の資格が得られた。学士(Bachelor)に相当する学位は無く、これが第一段階の学位であり日本での大学院修了時に得られる修士(Master)に相当していた。その後の進路として、大学では第二段階として博士課程があるが、これに進むにはMagisterが必要であった。一方音楽専門大

学終了者が得られるのはDiplomであるが、互換性が無いため、この資格では大学博士課程に進むことは出来なかった。Diplomは実技の専門家としてAufbaustudium(上級課程)に進み国家資格試験(Staatsexamen)を目指すのが進学可能なコースだった。

Figure1. ドイツ旧教育制度で作曲家になる場合(太線)と音楽学者になる場合(複線)。破線(音楽専門大学から大学博士課程)は進学不可能。

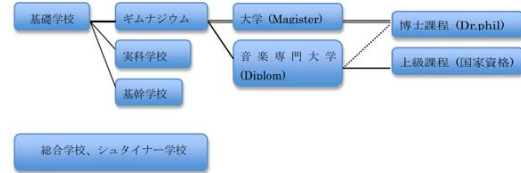
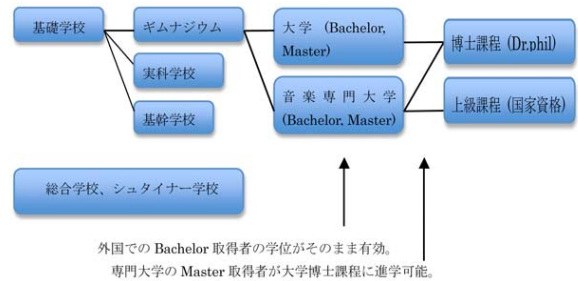


Figure 2. ドイツ新教育制度の主な互換性。



このシステムがボローニャ宣言を受けて過去10数年のプロセスを経て大きく変化した。ドイツの大学制度は英米と同様バチェラー(学士)、マスター(修士)を取り入れ、ドクター(博士)を含めた三段階制への移行をほぼ完了しつつある。当初ドイツ音楽大学学長会議は、3年間の学位コースは音楽の専門家養成に必要な実技教育を終了するには短すぎるという理由でバチェラー導入を拒否したが、その後学位コースを4年とし、またマスターも1年ではなく2年とする条件で新制度導入に合意した。この結果大学制度は日本と同様4年2年制となり現在では取得学位の互換性が生まれた。旧来、学部卒で留学しても大学で4年しか学んでいないため再び三年生に編入させられたり、日本では国レベルの高校卒業試験や大学進学資格試験が無いため大学3年時に音楽留学する学生はドイツのアビトゥーア(理系科目もある)を受けることを要求されることもあったのだが、これらの困難が解決し留学しやすくなったことになる。また、第三段階としての博士課程は音楽や芸術の専門大学でも可能となった。幾つか例を挙げてみよう。

ケルン音楽大学

学士課程(8学期) 学位: Bachelor

修士課程(4学期) 学位: Master

博士課程（4学期）学位：Dr.phil

Konzertexamen 国家資格試験課程（4学期）

* 博士課程は音楽学、音楽教育学、カルチャーマネジメント、音楽療法の分野。

ブレーメン芸術大学

学士課程（8学期）学位：Bachelor of Music

修士課程（4学期、入学資格：学士またはDiplom）学位：Master of Music

Konzertexamen（4学期、入学資格：DiplomまたはMasterを優良成績で取得した者）

* 博士課程については現時点で明記が無い。

カールスルーエ音楽大学

学士課程（8学期）学位：Bachelor of Musical Arts

* 音楽ジャーナリズム、音楽学、音楽情報科学などは6学期で学位はBachelor of Arts)

修士課程（4学期）学位：Master of Musical Arts

博士課程

* 博士課程は音楽学、音楽ジャーナリズム、音楽情報科学の分野。

Solistenexamen（4学期、作曲専攻も含む。ソロ・コンサートが終了試験）

フライブルグ音楽大学

学士課程（8学期）学位：Bachelor

修士課程（2-4学期）学位：Master

Advanced Studies（4学期）for soloist（作曲専攻も含む。ソロ・コンサートが終了試験）

博士課程（入学資格：Master）学位：Dr.phil

* 博士課程は音楽学と音楽教育のみ。

エッセン・フォルクヴァング芸術大学

学士課程（8学期）学位：Bachelor of Music

修士課程（4学期）学位：Master of Music

* 音楽学は学位：Bachelor of Arts/Zwei-fach（複科専攻）Bachelor/Master of Arts

* 音楽教育は学位：Bachelor of Arts/Master of Education

博士課程（4学期）学位：Dr.phil

* 博士課程は音楽学と音楽教育のみ。

なお『学期』はSemester(二学期制)である。

3. 実態

2010年までの移行期間を終えて明確化してきたのは、従来のKonzertexamenを博士号と同等の第三段階にしていること、またカールスルーエのようにジャーナリズム、音楽学、音楽情報科学といった理論主体のコー

スの学位を音楽実技コースの学位とあくまでも区別していることだろうか。たしかに新システム導入により最初の学位であるBachelor取得までの年数は減った。しかし旧制度で資格取得までの年数が4-5年だった最初の学位であるDiplomが新制度では6年を要するMasterと同等とされ、Master取得まで（または博士課程/国家資格試験課程に入るまで）の年数はむしろ1-2年多くなっている。また新システムでのBachelorが旧制度でのDiplomより下位の学位とされているのは明らかなので、結局のところ音楽や芸術など実技系分野でのこの学位が就職などにどの程度意味を持つのだろうかという疑問も湧いてくる。そのうちに「最低でもMasterを保持すること」などという就職公募条件が定着するのではないだろうか。結局のところ、英米式バチェラー/マスターという制度は留学生の編入にとってのみ便利なものという印象だ。また、音楽大学にも博士課程がおかれるようになったとはいえ、実際には音楽教育や音楽学の分野のみ可能であり、英米のように作曲や声楽、ピアノ専攻での博士研究(D.M.A)が可能なのではないようだ。大体指導出来る教官がいない。某音楽大学教授の友人に言わせれば「中味は何も変わっていない。変わったのは表だけ」であって、彼女は「博士研究がやりたい」という作曲科学生に「作曲の博士研究なんて無いわよ。それなら音楽教育専攻にきなさい」と指導していた。ドイツでは作曲を含む実技系の博士号については「音楽博士や芸術博士?そんなものも”有り”なのだろうか?」と多くの関係者達がいまだに疑問符を呈しているのだ。例えば英国では音楽に関する博士号をPhD、DMAと分けて、DMAは専門分野に絞った実技主体の研究、哲学の領域に踏み込むのならPhD、と学生を進路指導している。そしてそんなものがテーマになるのかというような驚くようなテーマで博士研究をしている学生達がいる。ロック歌手やポップスはおろか、『刑事ものテレビ番組における劇伴音楽の研究』などというのも博士研究となりうるし、指導する教官は一見ただの趣味のようなテーマであってもしたたかに上手に学生の考察を深めさせて博士研究の質まで高めてしまう（良くも悪くも）。また作曲専攻の博士研究は音楽作品の作曲を研究の実践段階と位置づけている。その場合の作品への評価は芸術作品としての評価とともに研究の実践結果として有効かどうかといった評価である。こういった芸術実技系博士研究がコースとして置かれるのはドイツではまだまだ難しいようだ。ピアノ演奏におけるタッチの研究などといった、プロの演奏家（作曲家）であれば当然その影で行なっているような研究、分析が博士研究なのかどうか、というのである。また、博士研究は最後に論文（普通英文博士論文は400枚ほど）を書くものだという意見は強く、論文無しでも良しとするのか、或はエッセイ程度のサイズであっても博士論文と認めるのかなど、論争

はまだまだ続いている。

4. 著者プロフィール

石井 紘美 (ヒロミ・イエッチ・イシイ)

博士 (PhD)。電子音響音楽作曲家またメディア・アーティストとして音楽作曲と映像制作の双方を手がける。Musica Viva、EMUfest、SoundTrack.Cologne、CYNETart など、様々な音楽祭等でのキュレーションも多い。ケルン在住。